

八王子市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附属施設並びにこれらの敷地(以下「庁舎等」という。)の余裕部分を貸し付ける方法により自動販売機を設置させる場合の取扱いについて、八王子市公有財産規則その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(余裕部分の基準等)

第2条 余裕部分とは、庁舎等の用途又は目的を妨げない場所で、現在、行政の目的に使用していない場所及び貸付期間中、行政財産の目的に使用しない場所をいう。

2 余裕部分の貸付けにあたり、庁舎等における貸付場所、貸付面積、自動販売機の種類及び台数(以下「貸付場所等」という。)については、八王子市公有財産規則(以下「規則」という。)第2条1号に規定する課長(以下「課長」という。)が定める。

3 前2項の余裕部分の決定及び貸付場所等の決定については、資産管理課長と協議のうえ決定する。

(貸付けの相手方の選定)

第3条 貸付けの相手方は、売上分配金について制限付一般競争入札(以下「入札」という。)を行い選定するものとする。ただし、公の施設で指定管理者制度を導入している施設で、指定管理者選定の際に自動販売機の設置を義務付けている場合には指定管理者とする。

2 第1項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、他の方法により貸し付けの相手方を選定することができる。

(貸付契約)

第4条 貸し付けの相手方となる自動販売機の設置業者(以下「設置事業者」という。)を決定したときは、設置事業者との間で貸付契約を締結するものとする。

2 貸付契約を締結するときは、設置事業者に対し、貸付期間中における余裕部分の用途を「自動販売機の設置場所」に指定する。

3 前項の規定により指定した用途の変更は行わないものとする。

4 建物の余裕部分の貸付けは、原則として借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

5 敷地の余裕部分の貸付けは、民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく土地

の賃貸借契約によることを原則とし、臨時設備の設置が必要な場合には借地借家法第25条の一時的な借地権とする。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は5年以内とし、貸付期間の更新は行わないものとする。ただし、指定管理者に貸し付ける場合は、指定管理期間を限度とする。

(貸付料及び売上分配金)

第6条 貸付による貸付料及び売上分配金の額は、次の各号により算出する。

(1) 貸付料は、貸付面積に応じて算出された額 (以下「貸付料」という。) を契約期間中固定とする。

(2) 売上分配金は、売上金額に乗じた率により算出される額とする。

2 前項の貸付料及び最低売上分配金は、八王子市不動産評価審査会において評定された額をもって決定する。

(貸付料等の納付期限)

第7条 貸付料は、貸付期間中の契約により定めた額を、毎年度4月末日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 売上分配金は、売上報告をした翌月の市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(売上報告)

第8条 設置事業者は、貸付契約に係る自動販売機の毎月の売上金額を、市長が指定する期日までに報告しなければならない。

(電気料等)

第9条 貸付契約に基づき設置した自動販売機の電気料は、設置事業者の負担とする。

2 庁舎等の電源から自動販売機までの配線に要する経費及び自動販売機を設置することにより

庁舎等の電源の改修等が必要となる場合の当該経費は、設置事業者の負担とする。

(貸付台帳の作成)

第10条 課長は、自動販売機貸付台帳 (第1号様式) を作成しなければならない。

(現状変更等の禁止)

第11条 設置事業者は、余裕部分の現状を変更してはならない。ただし、特段の事情があると

課長が認めるときは、この限りでない。

2 設置事業者は、余裕部分の賃借権を譲渡し、又は余裕部分を転貸してはならない。

(遵守事項)

第12条 設置事業者は、余裕部分を第4条第2項により指定した用途に供するに当たっては、

次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

(2) 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

(3) 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理を行うとともに、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機周辺を清潔に保ち、庁舎等の美化推進に協力すること。

(4) 関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

(5) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(7) 自動販売機の売上げの一部が、八王子市の事業へ使用されていることを自動販売機の前面に明記すること。

(契約の義務違反に対する措置)

第13条 市長は、契約に定める義務の違反を確認した場合は、速やかに当該各号に掲げる措置をするものとする。

(1) 貸付期間中に余裕部分を指定用途以外の用途に供した場合 次に掲げる措置

ア 貸付料の1年分に相当する額(以下「貸付料年額」という。)の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは契約を解除する旨を設置事業者へ通知する。

イ アの規定により定めた期間内に指定用途に供しない場合は、契約を解除するとともに余裕部分の明け渡しを求めるものとする。

(2) 転貸又は賃借権の譲渡をした場合 次に掲げる措置

ア 貸付料年額の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めてその取消しを求め、当該期間内に履行しないときは、契約を解除する旨を設置事業者へ通知するもの

とする。

イ アの規定により定めた期間内に取消しの措置をとらない場合は、契約を解除するとともに余裕部分の明け渡しを求めるものとする。

(3) 実地調査及び報告の拒否等をした場合 直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を徴収するものとする。

(本要綱の適用除外)

第 14 条 自動販売機の設置については、入札による行政財産の貸付けを原則とするが、次の事由に該当するものについては、行政財産の使用許可により設置することができるものとする。ただし、いずれの場合も道路に面する場所への設置は認めない。

(1) 本要綱の適用日以前に行政財産使用許可にて設置されている自動販売機

(2) 施設の用途廃止を 5 年以内に予定しているもの

(3) 短期的な設置であるなど入札に付することが困難と判断されるもの

(4) 市が行う事務と密接な関係を有する事業を行う公共的団体が、当該事業に関連する庁舎等において設置するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が貸付けにより難しいと認めたもの

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 1 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 1 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。